

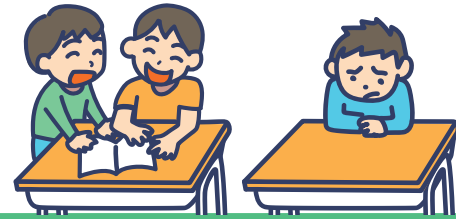
いじめのサインを見逃さないチェックリスト

子供たちは、自分からいじめの被害を訴えられないこともあります。多くの大人の目で、「いじめのサイン」に気づいてあげられるよう以下のチェック項目を参考に、見守っていきましょう。

学校

子供たちの様子で気になることがあるときは、保護者と情報を共有します

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 連絡がなく登校していない | ☐ 保健室の利用回数が増える | ☐ 清掃時に机を運んでもらえていない |
| ☐ 遅刻・欠席が増える | ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い | ☐ 理由なく急いで下校する |
| ☐ 心身の不調を訴えることが増える | ☐ 教職員の近くにいたがる | ☐ 理由なくなかなか帰らない |
| ☐ 学習意欲の低下 | ☐ 特定の相手に必要以上に気を遣う | |
| ☐ 忘れ物が増える | ☐ あだ名で呼ばれている | |
| ☐ 交流活動や班編成で孤立しがちになる | ☐ 道具をいつも一人で片付けている | |
| ☐ 発言すると周囲の反応が冷やか | ☐ 不自然に机を離されている | |



家庭

子供たちに気になる様子があるときには、いつも以上に子供に寄り添い、じっくりと子供の話を聴きます

- ☐ 朝なかなか起きてこない
- ☐ 朝になると心身の不調を訴える
- ☐ 学校を休みがちになる
- ☐ 自室にこもることが多くなった
- ☐ 家族との会話を避ける
- ☐ 急に怒ることが多くなった
- ☐ 泣くことが多くなった
- ☐ 無理して明るく振る舞っている
- ☐ 急に甘えるようになった
- ☐ 学用品や持ち物がなくなっている
- ☐ 学用品が壊れている
- ☐ 自己否定的な言動が見られる
- ☐ 夢でうなされることが増えた
- ☐ 夜中に突然起きることが増えた



地域

地域の子供たちに気になる様子が見られるときには、保護者や学校に知らせます

- ☐ 登下校する友人が変わった
- ☐ 登下校時に一人だけおいていかれることがある
- ☐ 登下校時に仲間外れにされることがある
- ☐ 特定の子がカバンや荷物を持たされている
- ☐ いつも一人で遊んでいる
- ☐ 異学年の子とばかり遊んでいる
- ☐ みんなにお菓子や飲み物をおごっている
- ☐ 遊んでいる際に同じ子ばかりねらわれている
- ☐ 以下のような気になる様子がある
 - ・一人で泣いている
 - ・ケンカをしている
 - ・一人だけにされている



いじめに関する相談窓口

- 教育総合支援センター（いじめ、不登校、友達関係等、教育全般の相談）
TEL: 053-457-2424
- いじめ子どもホットライン（いじめ相談専門ダイヤル※24時間年中無休）
TEL: 053-451-0022
- 24時間子供 SOS ダイヤル（緊急の相談ダイヤル※24時間年中無休）
TEL: 0120-0-78310
- まろうよ こころ（悩みや不安の相談方法と窓口の紹介）

まろうよ こころ



相談申し込み

いじめ見逃し
ゼロ

全ての**子供たちの笑顔**のために

～いじめの理解と対応について～

子供たちの笑顔のために
学校・地域・家庭で
連携・協働します

学校

家庭

地域

こんなことはありませんか？

注意した
だけなのに



こっそり話した
だけなのに



ふざけた
だけなのに



思ったことを書いた
だけなのに



それは **いじめ** かもしれません

これっていじめなのかな～

いじめ防止対策推進法 (平成 25 年法律第 71 号) 第二条第 1 項

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 **当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）**であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

法律上のいじめ

人間関係のトラブルで対象となった子供が嫌だと思ふもの

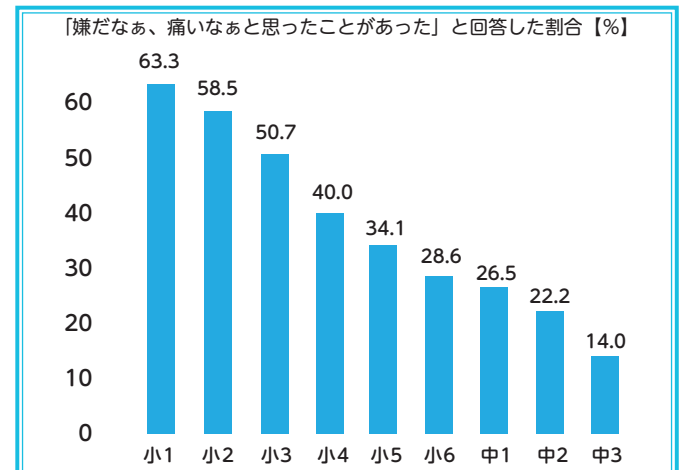
一般的な社会通念上のいじめ

- 冷やかす・からかい・悪口・脅し文句・嫌なことを言われる
- 仲間はずれ・集団による無視
- 軽い暴力・ひどい暴力・金品をたかられる
- 持ち物を隠される・盗まれる・壊される・捨てられる
- 嫌なこと・恥ずかしいこと・危険なことをされたり、させられたりする
- SNS 上の掲示板などへの書き込みなど誹謗中傷や嫌なことをされる 等

悪質性や故意性がなくてもいじめになる場合があります

子供を取り巻く現状

いじめは、どこでも、どの子供にも起こりうるものです



令和 5 年度「はままついじめアンケート」結果より

令和 5 年度「はままついじめアンケート」の結果によると小学生の 45.9%、中学生の 20.9% の子供が「嫌だなぁ、痛いなぁと思ったことがあった」と訴えています。

※浜松市立小中学校では、子供たちのタブレット端末を活用した「はままついじめアンケート」を実施しています。

学校の役割

教育委員会と連携して、全教職員でいじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の対処に当たります



いじめ防止対策推進法



浜松市いじめの防止等のための基本的な方針

未然防止

「いじめは決して許されない」ことを教え、よりよい人間関係を育みます

いじめの背景にある要因に目を向け、ストレス等に対処できる力を育みます

「子供が安心して生活でき、自分自身を大切にする」学校づくりを行います

地域、家庭と学校が一体となって、いじめ問題に取り組みます

早期発見

ささいな兆候であっても、いじめの可能性の疑いを持って、積極的にいじめを認知します

子供がいじめを訴えやすい体制を整え、子供に寄り添って話を聞きます

地域、家庭と連携して、子供を見守ります



対処

いじめを受けた子供や、いじめを知らせてきた子供の安全を確保します

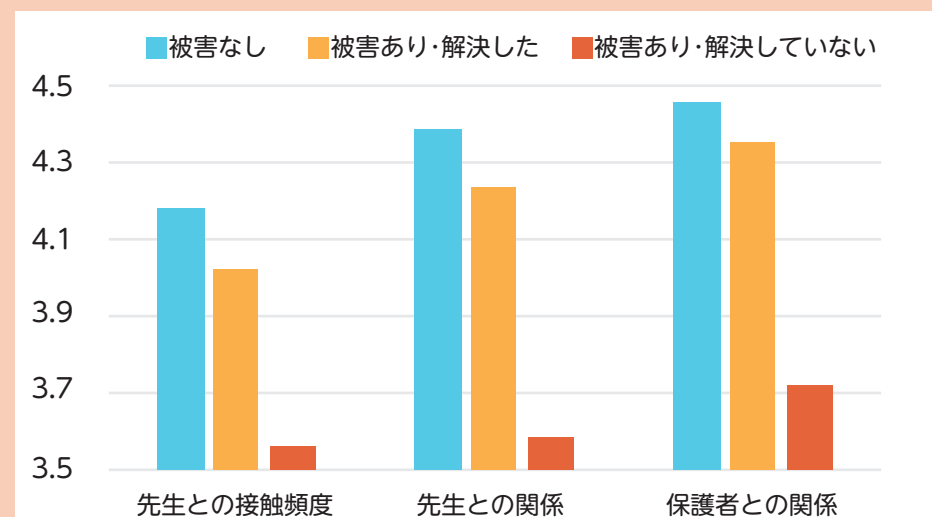
いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等、組織的な対応を行います

「子供の健やかな成長」を願って支援・指導します

家庭や教育委員会へ連絡・相談し、事案に応じて関係機関（所管警察署や相談機関、心理や福祉の専門家等）と連携します

大人の関わりがいじめの深刻化を防ぎます

大人の関わりが薄いと感じている子供ほど、いじめが解決していないと訴えています。子供たちの身近にいる先生や保護者が、積極的に声をかけたり、子供の気持ちに寄り添って真剣に耳を傾けたりすることが、いじめの深刻化を防ぐことにつながります。



令和5年度「はままついじめアンケート（小学4年生～中学3年生用）」結果より

※点数が高いほど、先生との接触頻度が多く、先生や保護者との関係が良いことを示しています。

家庭の役割

学校と適切に関わりを持ちながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます

未然防止

子供とのコミュニケーションを大切にします

子供にルールやマナーを教えます

子供のインターネットの使い方注意を払います

早期発見

子供の様子の変化を見逃しません

対処

子供から相談を受けたら学校に連絡します

子供がいじめに関わった場合は学校と協力して指導します

子供が社会で自立していくためには、安心してありのままの自分を出せる環境での家庭教育が重要です。



いじめ対応のフローチャート

「校内いじめ対策委員会」で対応を検討し、組織でいじめに対応します

- ◎子供から事実を丁寧に聞きます
- いじめ行為をやめさせます
- いじめられた子が安心できる場を確保します
- いじめの情報を集めます（聴き取り・アンケート・過去の記録の確認等）
- 集めた情報を整理して事実確認を行います
→食い違いがあった場合は再度聴き取ります

支援

いじめを受けた子供へは

子供の気持ちに寄り添った支援

【保護者へは】
○協力の要請・支援
○支援の方針や経過の共有

指導・助言

いじめを行った子供へは

教育的配慮のもとでの指導

【保護者へは】
○協力の要請・助言
○指導の方針や経過の共有

働き掛け

いじめが起きた集団へは

再発しにくい環境づくり・風土づくり

【保護者へは】
○学校や子供たちの様子を周知

必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、相談しやすい環境を整えます

経過観察

再発防止・未然防止

子供たちが安心して生活できる環境へ

地域の役割

学校と関わりを持ちながら、いじめの未然防止や早期発見に努めます

地域で育つ子供たちに温かく接します

未然防止 早期発見

学校と連携していじめ防止に取り組みます

未然防止 早期発見

保護者の責務等【いじめ防止対策推進法 第九条第1項】

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

学校及び学校の教職員の責務【いじめ防止対策推進法 第八条】

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。